特許庁編

工業所有権法(産業財産権法) 逐条解説

〔第22版〕

発明推進協会

凡 例

△収録した法律

及び商標法施行法の八法、第八四回国会で成立した特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律並びに第一一八回 国会で成立した工業所有権に関する手続等の特例に関する法律を一条ごとに区切り、必要に応じて〔旧法との関係 第三一回国会で成立した特許法、特許法施行法、実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、 商標法

△旧法との関係

〔趣旨〕〔字句の解釈〕〔参考〕の欄を設けた。

旧法、 特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の説明には〔旧法との関係〕の欄を設け、現行法の条文と比較対照すべき 旧施行規則の条文数を示した。該当する条文がない場合には、「該当条文なし」とした。

△趣 旨

法

法施行法の条文のうち、 現行法の条文の内容を概略的に説明した。実用新案法、実用新案法施行法、意匠法、意匠法施行法、 特許法施行法の条文数を示した。 特許法、 特許法施行法と同一趣旨であるものについては、説明を省略し、参照すべき特許 商標法、 商標

字句の解釈

現行法の条文のうち、特に説明を必要とすると思われる字句がある場合には、その字句を〈 〉内に示し、解説し 一つの条文に二以上の字句の解釈がある場合には〈 〉の上部に1、2、3……と番号を付した。

△参 老

た。一つの条文に二以上の参考がある場合には、〈 〉の上部に1、2、3……と番号を付した。 現行法の条文と関連する重要な事項であって参考となるものがある場合には、その内容を〈 〉 内に示し、解説し

△旧法の表示

本書でいう旧法は大正一〇年改正のことを指す。

△準用条文の表示等

は、その旨を表わす実、意、 昭和五一年の改訂版より、特許庁編「工業所有権法令集」(発明協会発行)に従い、特許法の規定が準用される場合

準用される条文の内容を < う内に示した。

基づく国際出願等に関する法律については、「沿革略記、目次」で改丁し、「各章、附則」で改頁にした。 また、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律及び特許協力条約に

△法令名略語

民 民事訴訟法 法

民訴

民

特 許 法

特許法施行法

特施

特(ただし、特許法の中においては単に条文数のみを書く)

特許法施行令

特許法施行規則 実用新案法

実

(この他の点は特許法関係法令に準ずる

特施規(ただし、特許法の中においては単に施規とのみ書く) 特施令(ただし、特許法の中においては単に施令とのみ書く)

匠 法

標

工業所有権に関する手続等の特例

特許協力条約に基づく国際出願等

に関する法律施行規則

とのみ書く)

国際出願施規

(ただし、

国際出願等に関する法律の中においては単に施規

特許協力条約に基づく国際出願等

に関する法律

に関する法律施行令

み書く)

国際出願令(ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に令との

特許協力条約に基づく国際出願等

国際出願

(ただし、国際出願等に関する法律の中においては単に条文数の

みを書く)

に関する法律

特例法(

"

法

商 意

"

意

商

特定農林水産物等の名称の保護に

G I 法

独占禁止法

私的独占の禁止及び公正取引の確 関する法律

環太平洋パートナーシップ協定の 保に関する法律

締結及び環太平洋パートナーシ

ップに関する包括的及び先進的

TPP担保法

整備に関する法律 な協定の締結に伴う関係法律の

九〇〇年一二月一四日にブラッ

ワシントンで、一九二五年一一

セルで、一九一一年六月二日に

月六日にヘーグで、一九三四年

及び一九六七年七月一四日にス トックホルムで改正され、並び

八年一〇月三一日にリスボンで 六月二日にロンドンで、一九五

に一九七九年九月二八日に修正 された工業所有権の保護に関す

パリ条約

る一八八三年三月二〇日のパリ

千九百七十年六月十九日にワシン トンで作成された特許協力条約

P C T

する協定

知的所有権の貿易関連の側面に関

特許協力条約に基づく規則

PCT規則

TRIPS協定

マドリッド協定議定書

議定書

ジュネーブ改正協定

国際登録に関するハーグ協定のジ ユネーブ改正協定

特許法条約

P L T

PLT規則

S T L T

商標法に関するシンガポール条約

商標法に関するシンガポール条約

に基づく規則

特許法条約に基づく規則

STLT規則

索 商 意 実 特 序 凡序 改 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 用 当たって 標 匠 新 許 案 法…… 法 : 法..... 法..... 説 例 一五〇七二〇七五 …… 一二三五

訂

13

目

次